

どんな相談が 寄せられているの？

平成21年度の相談件数は、226件でした。このうち苦情相談は200件で、全体の88・5%となっています。

相談者については、20代から90代まで幅広い年代から相談を受けていますが、特に50代以上の方からの相談が、全体の6割となっています。相談内容についても、多重債務問題から投資関連、有料サイト関連など多種にわたっています。

第1位 金融・保険サービス

- ・未公開株を購入したが、最近、社長が詐欺で逮捕されたことを知り、お金を取り戻したい。
- ・生命保険で入院給付金が1日目から支給されるものに転換したいと保険会社へ問い合わせたが、できないといわれた。
- ・生活費としてサラ金から借入れを繰り返してしまい、多重債務になってしまった。どうしたらよいか。

第2位 土地・建物・設備

- ・退去するアパートの床の修理をする事になったが、費用がいくらかかったのか教えてくれず、敷金も返してくれない。
- ・訪問販売で、以前頼んだ業者と勘違いして屋根の点検を依頼し、次々とリフォームの契約をしてしまった。
- ・訪問販売で太陽光発電システムの契約をした。契約を急がされたうえ、高額なのでクーリング・オフしたい。

第3位 運輸・通信サービス

- ・2年間利用する約束でプロバイダを契約したが、接続できない状態が続いたので解約しようとする、高額な解約料を請求された。
- ・携帯電話の無料サイトで「登録期間が過ぎても退会処理をしていないので高額な利用料が発生してる」と、身に覚えのないメールが届いた。

悪質商法から**ウソコケ**で身を守ろう！

- ウ** うのみにしない 業者のいうことをうのみにしない
- ソ** 相談する おかしいと思ったら誰かに相談する
- コ** 断る いらぬものはキッパリ断る
- ケ** 契約しない その場ですぐに契約しない



『消費者被害ゼロ』の つくばみらい市へ

「市に消費生活センターがあるのを、ご存知でしたか？」
出前講座を始める前に、必ず聞く質問です。手を挙げる方は、いつも1割弱。「まだまだ宣伝不足ですね！」と答えることになります。

統計によると、消費者被害を受けてセンターへ相談する人は、全体の1割に満たないといわれています。ですから、実際に受けている相談件数よりも、かなり多数のトラブルが隠れていることになります。最近では、はじめから消費者をだましてお金を取ろうとする、詐欺的な商法も目立つようになりました。

そこで、つくばみらい市の消費者被害を防ぐために、皆さんからぜひ情報提供をお願いします。「おかしな電話勧誘があった…」などの情報をセンターまでお寄せください。また、「わざわざ相談することでもないかしら…」「こんなことを聞くのは恥ずかしい…」などとは思わず、お気軽にセンターをご利用ください。

市消費生活センターは、皆さんと力を合わせて「消費者被害ゼロ」の安全なつくばみらい市をめざしたいと思えます。

消費生活相談員より

一人で悩まず、困ったときには消費生活センターにご相談ください



相談専用電話 25 - 3288
FAX 57 - 2288
開設時間 午前9時～正午
午後1時～午後4時30分
(土・日・祝日・年末年始除く)
場所 市役所谷和原庁舎1階